平成２９年（フ）第１６１９号
大阪府大東市寺川３丁目11番１号　リッチハウス101号
債務者　芥川有由美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４３号
大阪府豊中市新千里南町３丁目４番４－302号
債務者　長内めぐみ
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４４号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番８－1002号
債務者　長沼　絵夢
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４７号
大阪市此花区高見１丁目５番46－905号
債務者　吉田　泰久
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６５５号
大阪府豊中市立花町１丁目１番14号
債務者　松浦多賀恵
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６０号
大阪市旭区新森２丁目14番31号
債務者　中野　　悟
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６１号
大阪市旭区新森１丁目４番20－108号
債務者　内山　千里
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１号
北九州市小倉北区足立１丁目６番７－303号
債務者　神谷美奈代（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５５号
愛知県豊橋市野田町字野田78番地１（103）
債務者　小瀬　将司
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５０号
愛知県豊橋市富士見台３丁目２番地の９
債務者　齋藤　希未
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５３号
愛知県豊橋市中岩田６丁目１番地（４－307）
債務者　酒井　博史
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８号
島根県出雲市斐川町直江2342番地３　カローレ101、前住所沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地６－502
債務者　赤嶺　麻衣
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１３２２号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番28号　トラストアビコ401号
債務者　森岡　　彩
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８２号
大阪府交野市星田７丁目14番11号
債務者　吉川佳代子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８３号
大阪市東淀川区西淡路１丁目６番２－302号
債務者　嶋本　智子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３号
東京都立川市栄町５丁目24番地の22
債務者　山崎　久美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部